農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

いわき市

１　促進計画の区域

　別紙地図に記載のとおりとする。

２　促進計画の目標

いわき市は、阿武隈高地の東縁にあたる西側の山間部と、そこに端を発する夏井川、鮫川などの河口を中心に広がる平野とその周辺部の丘陵地からなる東側の低地に大別される。

１．西側の中山間地域

⑴　現況

本地域は、阿武隈高地の東縁にあたり、本市面積の約77％を占める中山間の地域で、傾斜地において稲作経営が行われている。

以下に示す、① 特定農山村法の指定地域、② 特定農山村法の指定地域以外の農林統計上の中山間地域、③ 特定農山村法の指定地域に地理的に接する農用地は、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行い、さらには地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することも併せて必要である。

①　特定農山村法の指定地域(旧市町村単位)

箕輪村、川部村、入遠野村、上遠野村、田人村、上小川村、永戸村、沢渡村、三阪村、川前村、大野村、大久村（※１）

②　特定農山村法の指定地域以外の農林統計上の中山間地域(旧市町村単位)

赤井村、渡辺村、山田村、下小川村、久之浜町（※２）

③　特定農山村法の指定地域に地理的に接する農用地(センサス集落単位)

平市上平窪、草野村絹谷、草野村水品、勿来町白米、勿来町酒井、

勿来町窪田、磐崎村藤原、四倉町大夫坂、好間村北好間（※３）

⑵　目標微調整

⑴を踏まえ、本地域では、法第３条第３項第２号に掲げる事業を推進するとともに、同項第１号及び同項第３号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

２．東側の平野とその周辺部の丘陵地地域

⑴　現況

本地域は、太平洋に面しているため、夏は涼しく冬は温暖であり、日照時間が長いため、気候に恵まれている。豊富な水資源を活用した稲作地帯であるとともに、畑作ではネギやきゅうりなどの栽培、ハウス栽培によるトマトやイチゴなどの栽培を行っている地域であり、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

⑵　目標

⑴を踏まえ、本地域では、法第３条第３項第１号に掲げる事業を推進するとともに、同項第３号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけを行い、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

３　法第６条第２項第１号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| № | 実施を推進する区域 | 実施を推進する事業 |
| ① | 西側の中山間地域 | 法第３条第３項第１号に掲げる事業、  同項第２号及び第３号に掲げる事業 |
| ② | 東側の平野とその  周辺部の丘陵地地域 | 法第３条第３項第１号に掲げる事業  及び同項第３号に掲げる事業 |

４　法第６条第２項第１号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

　　設定しない。

５　その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

１．中山間地域等直接支払制度

⑴　対象農用地の基準

①　対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のう　ちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、１ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が１ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が１ha以上であるときは、対象とする。

また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。

だたし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア　対象地域

上記２-１．-⑴における、① 特定農山村法の指定地域 (※１)、② 特定農山村法の指定地域以外の農林統計上の中山間地域 (※２)、③ 特定農山村法の指定地域に地理的に接する農用地 (※３)に同じ。

イ　対象農用地

㋐　急傾斜農用地については、

田：1/20以上

畑、草地及び採草放牧地：15度以上

勾配は、団地毎の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

㋑　自然条件により小区画・不整形な田

　ただし、㋐又は㋒に該当するものは除く。

㋒　緩傾斜農用地については、

田：１/100以上１/20未満

畑、草地及び採草放牧地：８度以上15度未満

※　特認地域については、上記傾斜要件の外に農業従事者による高齢化率が30%以上であり、かつ、耕作放棄率が次の式により算定される率以上である集落に存在する農地

（５%×田面積＋10%×畑面積）÷（田面積＋畑面積）

勾配は、団地毎の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の交付対象とする。

㋓　高齢化率・耕作放棄率の高い農地

農業従事者による高齢化率40%以上であり、かつ、耕作放棄率が次　　の式により算定される率以上である集落に存する農地

（８%×田面積＋15%×畑面積）÷（田面積＋畑面積）

⑵　集落協定の共通事項

　　　①　対象農用地の範囲

　　　　　対象農用地の位置（町名、字名、集落名等）、協定農用地の面積及び協定参加者、また、協定農用地内の団地毎の面積、傾斜度等を定める。

　　　②　構成員の役割分担

　　　　　集落協定を締結する集落は、集落の実情に応じた対象農用地（協定農用地）及び水路・農道等についての管理の方法及び管理体制を定める。

⑶　対象者

認定農業者に準ずる者とは、地域水田農業ビジョンに定められた者とする。

⑷　その他必要な事項

　　　　なし